

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

昭和60年2月8日

宮城県公安委員会規則第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則を次のように定める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年宮城県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(第1種低層住居専用地域等に準ずる地域)

第2条 条例第2条第2号の公安委員会規則で定める地域は、次のとおりとする。

- (1) 伊具郡丸森町字神明南及び字千刈場のうち別図1の1の斜線により示す地域
- (2) 亘理郡山元町山寺字大堤下、山寺字作田山、浅生原字東田及び浅生原字作田山のうち別図1の2の斜線により示す地域
- (3) 大崎市松山金谷字向田、松山金谷字鍋田、松山金谷字金ヶ崎及び松山長尾字松木のうち別図1の3の斜線により示す地域

(習俗的行事その他の特別な事情のある日等)

第3条 条例第4条第1項第3号の公安委員会規則で定める日及び地域は、次表のとおりとする。

日	地 域
どんと祭が行われる日及びその翌日	仙台市の区域
石巻川開き祭りが行われる日及びその翌日	石巻市の区域
塩釜みなと祭が行われる日及びその翌日	塩釜市の区域
仙台七夕まつり（前夜祭を含む。）が行われる日及びその翌日	仙台市の区域
仙台・青葉まつりが行われる日及びその翌日	仙台市の区域
みちのくYOSAKOIまつりが行われる日及びその翌日	仙台市の区域
SENDAI光のページェントが行われる日及びその翌日	仙台市の区域

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域等)

第4条 条例第11条第2号、条例第13条第2号、条例第14条第2号、第15条、第17条、第19条及び第20条の公安委員会規則で定める地域は、次のとおりとする。

- (1) 仙台市青葉区（中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目及び中央四丁目）、仙台市宮城野区（榴岡一丁目、榴岡二丁目及び名掛丁）及び仙台市若林区新寺一丁目のうち別図2の1の斜線により示す地域
- (2) 石巻市鑄銭場及び穀町のうち別図2の2の斜線により示す地域
- (3) 大崎市古川駅前大通一丁目、古川駅前大通二丁目、古川中里一丁目、古川台町、古川十日町及び古川荒川小金町のうち別図2の3の斜線により示す地域
- (4) 白石市旭町一丁目のうち別図2の4の斜線により示す地域

- (5) 宮城郡松島町松島字浪打浜、松島字町内、松島字仙随及び松島字普賢堂のうち別図2の5の斜線により示す地域
- (6) 官公署の敷地及び隣接する地域
(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域)

第5条 条例第16条の公安委員会規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（高等課程を有するものに限る。）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項に規定する条例により設置されるスポーツ施設
- (3) 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項に規定する許可に係る興行場（同法に規定する映画館に該当するもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第3号に掲げるものを除く。）

附 則

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成元年3月29日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月25日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年2月12日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月22日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成22年9月17日公安委員会規則第7号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

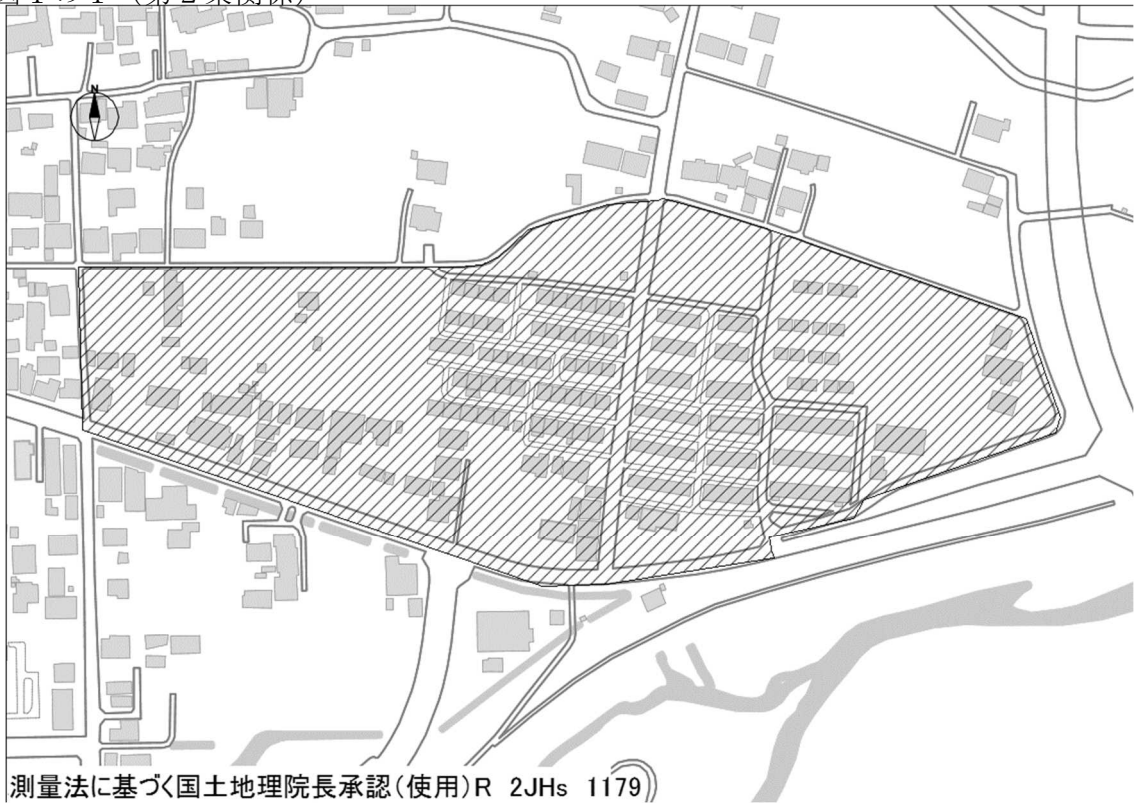
附 則（平成28年1月22日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月25日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別図1の1 (第2条関係)



別図1の2 (第2条関係)



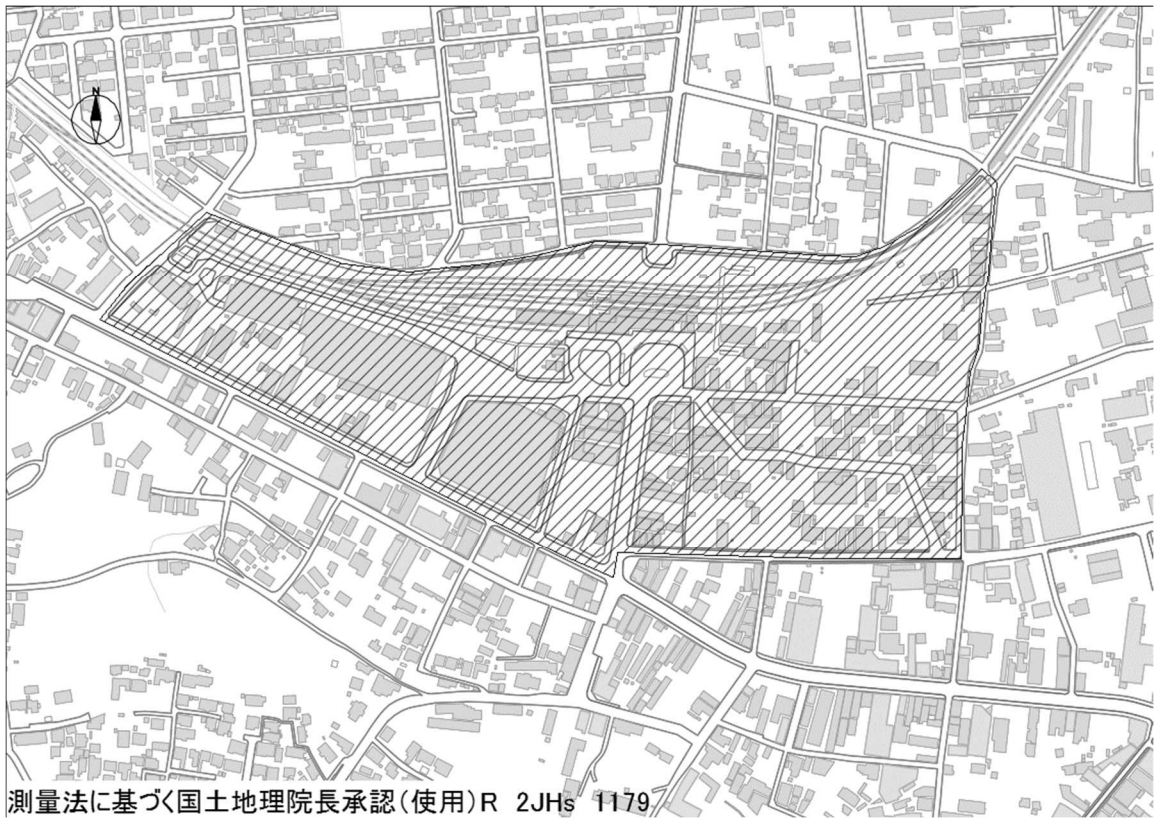
別図1の3 (第2条関係)



別図2の1 (第4条関係)



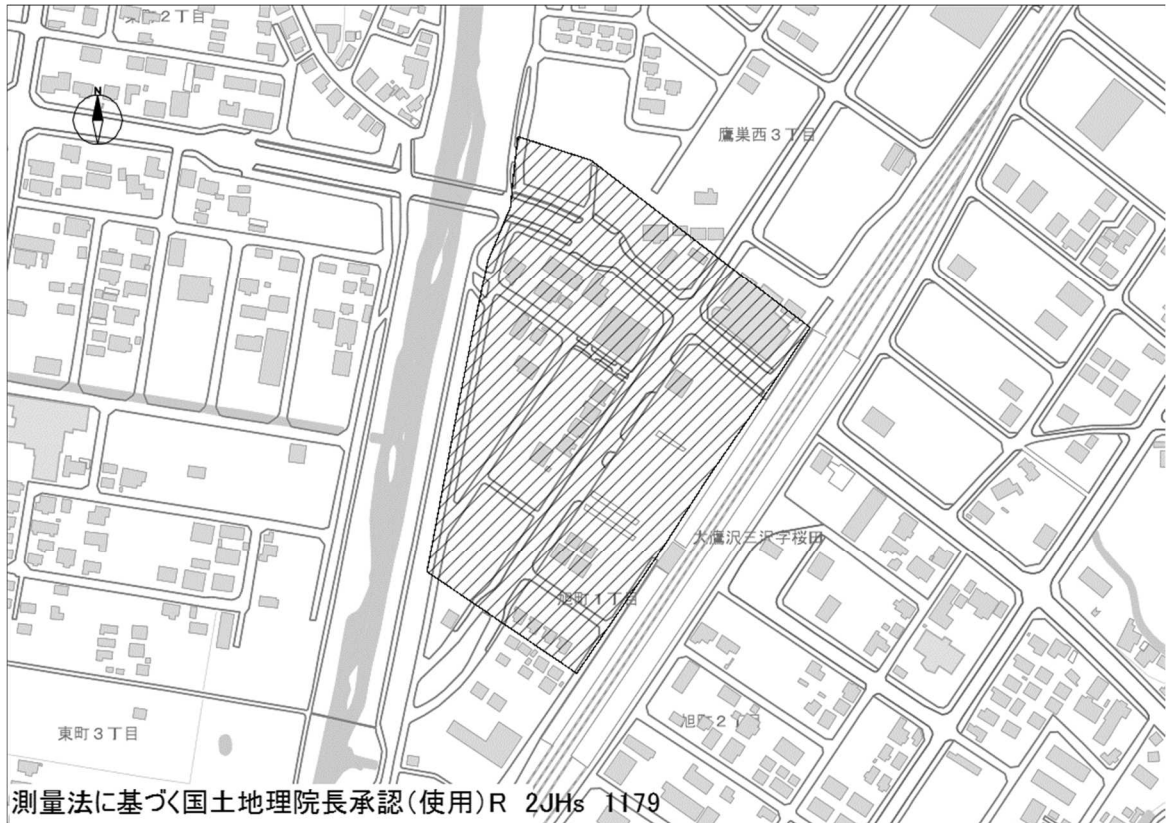
別図 2 の 2 (第 4 条関係)



別図 2 の 3 (第 4 条関係)



別図2の4 (第4条関係)



別図2の5 (第4条関係)

